

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 9 月 2 日 (火) 第 648 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定予定 (3件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定の解除予定 (森づくり推進課取扱い) 3
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産振興課取扱い) 3
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (3件) (農地整備課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (南薩地域振興局取扱い) 7
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (北薩地域振興局取扱い) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の廃止 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 7

## 公 告

- 令和 8 年度鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査の申請期間等に関する公告 (監理課取扱い) 8
- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (県立病院課取扱い) 8
- 一般競争入札公告 (県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い) 9

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 12

## 告 示

## 鹿児島県告示第554号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年 9 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 保安林の所在場所

薩摩郡さつま町泊野字屋床5780番, 5785番, 5787番, 5792番3, 5798番1, 5802番1, 5811番1, 字井川段5822番5, 5822番16, 5825番2, 5827番2, 5831番1, 5858番1, 5858番7, 字白岩5866番1, 5868番2, 5868番5, 5872番1, 5878番1, 5881番1, 5881番4, 5882番1, 5884番, 5887番5, 5888番2, 5888番7

## 2 指定の目的

干害の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第555号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和7年9月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
垂水市二川字上ノ原75番1，77番1，77番4
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第556号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和7年9月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
霧島市隼人町嘉例川字下田2360番1，2360番2，2360番4，宇郡山2809番6
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第557号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和7年9月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
垂水市柗原字鬼山52番1, 52番2, 53番1, 53番乙
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第558号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 7 年 9 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所  
霧島市福山町佳例川字次米田4019番4
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**鹿児島県告示第559号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和 7 年 9 月 2 日から同月16日まで内之浦漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名  
肝属郡肝付町岸良384番地1 立本英城  
肝属郡肝付町岸良1180番地1 前原富義  
肝属郡肝付町岸良1727番地 谷山幸三
- 2 加入区  
岸良加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
内之浦漁業協同組合

**鹿児島県告示560号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、南薩土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 7 年 9 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 就任した役員の氏名及び住所

理事	前原	五男	指宿市西方7950番地
理事	石神	一男	指宿市岩本20番地
理事	井元	伸明	指宿市池田1025番地
理事	東	孝一郎	指宿市山川小川130番地 1
理事	内藺	正英	指宿市山川大山3260番地
理事	下吉	一郎	指宿市開聞仙田2057番地 5
理事	物袋	芳久	指宿市開聞十町5189番地 1
理事	寺田	義文	南九州市穎娃町郡10702番地 6
理事	馬場	敏明	南九州市穎娃町牧之内4294番地 1
理事	高江	京子	南九州市穎娃町御領9428番地
理事	福留	健晴	南九州市穎娃町別府1268番地 3
理事	松永	譲治	南九州市穎娃町別府11718番地
理事	飯伏	勝則	南九州市穎娃町上別府465番地 2
理事	塗木	和広	南九州市知覧町東別府14498番地
理事	園田	一博	南九州市知覧町東別府19160番地
理事	菊永	良三	南九州市知覧町塩屋24805番地
理事	俵積田	清文	枕崎市別府東町380番地
理事	中原	敬彦	枕崎市国見町432番地
理事	打越	明司	指宿市湯の浜一丁目13番地 8
理事	塗木	弘幸	南九州市知覧町東別府14452番地
理事	前田	祝成	枕崎市立神北町188番地 5
理事	池田	由美子	指宿市池田3364番地 1
理事	大隣	初美	南九州市知覧町塩屋18667番地
理事	白澤	千恵子	枕崎市白沢西町200番地
監事	西山	善行	指宿市新西方1430番地
監事	田中	峰生	指宿市開聞仙田1717番地
監事	上野	睦郎	南九州市穎娃町郡10085番地 6
監事	豊留	信一	枕崎市豊留町133番地
監事	本木	下裕一	南九州市穎娃町牧之内3020番地

(任期 令和 7 年 7 月 23 日から令和 11 年 7 月 22 日まで)

## 2 退任した役員の氏名及び住所

理事	諏訪園	一行	指宿市西方3126番地 3
理事	石神	一男	指宿市岩本20番地
理事	井元	伸明	指宿市池田1025番地
理事	東	孝一郎	指宿市山川小川130番地 1
理事	内藺	正英	指宿市山川大山3260番地
理事	下吉	一郎	指宿市開聞仙田2057番地 5
理事	物袋	芳久	指宿市開聞十町5189番地 1
理事	寺田	義文	南九州市穎娃町郡10702番地 6
理事	馬場	敏明	南九州市穎娃町牧之内4294番地 1
理事	利田	正明	南九州市穎娃町御領6531番地 1
理事	福留	健晴	南九州市穎娃町別府1268番地 3
理事	松永	譲治	南九州市穎娃町別府11718番地
理事	新原	秀利	南九州市穎娃町上別府2268番地 1
理事	武田	健志	南九州市知覧町東別府16487番地 1
理事	園田	一博	南九州市知覧町東別府19160番地
理事	菊永	修	南九州市知覧町塩屋23234番地
理事	俵積田	清文	枕崎市別府東町380番地
理事	中原	敬彦	枕崎市国見町432番地
理事	打越	明司	指宿市湯の浜一丁目13番地 8

理事	塗木 弘幸	南九州市知覧町東別府14452番地
理事	前田 祝成	枕崎市立神北町188番地 5
監事	澤山 岩重	指宿市新西方1357番地
監事	田中 峰生	指宿市開聞仙田1717番地
監事	上野 睦郎	南九州市穎娃町郡10085番地 6
監事	菊永 良三	南九州市知覧町塩屋24805番地
監事	本木下裕一	南九州市穎娃町牧之内3020番地

**鹿児島県告示第561号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、笠野原土地改良区の役員  
の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年9月2日

鹿児島県知事 塩田康一

**1 就任した役員の氏名及び住所**

理事	安藤 和文	鹿屋市下高隈町5023番地 6
理事	川崎 成敏	鹿屋市上祓川町7919番地
理事	田原 義博	鹿屋市東原町3269番地
理事	山中 芳春	鹿屋市王子町3966番地 4
理事	梶原 正憲	鹿屋市旭原町2404番地 1
理事	松下 逸馬	鹿屋市白崎町13番16号
理事	若松 治海	鹿屋市笠之原町12番 9 号
理事	田原 勇	鹿屋市川東町7991番地 2
理事	前田 浩人	鹿屋市串良町細山田5002番地 3
理事	篠原 憲幸	鹿屋市串良町有里7535番地 1
理事	小城 鶴守	鹿屋市串良町有里8150番地 5
理事	下園 幸一	鹿屋市串良町有里1227番地
理事	上穂木紀順	鹿屋市串良町下小原2661番地
理事	大倉 正昭	鹿屋市串良町岡崎3069番地 2
理事	山下 繁	鹿屋市串良町有里7555番地 1
理事	中野 純喬	鹿屋市串良町上小原3206番地
理事	外園 美香	肝属郡肝付町富山1653番地 7
理事	山下 明伸	鹿屋市下高隈町4471番地 3
理事	野田さゆり	鹿屋市下高隈町4986番地 2
監事	味吉 成男	鹿屋市串良町細山田4574番地12
監事	西元 貞幸	鹿屋市川東町6711番地
監事	下津 良人	鹿屋市西祓川町296番地

（任期 令和7年2月21日から令和11年2月20日まで）

**2 退任した役員の氏名及び住所**

理事	安藤 和文	鹿屋市下高隈町5023番地 6
理事	川崎 成敏	鹿屋市上祓川町7919番地
理事	田原 義博	鹿屋市東原町3269番地
理事	山中 芳春	鹿屋市王子町3966番地 4
理事	梶原 正憲	鹿屋市旭原町2404番地 1
理事	松下 逸馬	鹿屋市白崎町13番16号
理事	若松 治海	鹿屋市笠之原町12番 9 号
理事	嶋井 孝二	鹿屋市川東町7084番地 3
理事	高橋 見直	鹿屋市吾平町下名2936番地 2
理事	前田 浩人	鹿屋市串良町細山田5002番地 3
理事	篠原 憲幸	鹿屋市串良町有里7535番地 1
理事	小城 鶴守	鹿屋市串良町有里8150番地 5

理事	下園	幸一	鹿屋市串良町有里1227番地
理事	田平	一盛	鹿屋市串良町下小原2787番地 2
理事	大倉	正昭	鹿屋市串良町岡崎3069番地 2
理事	山下	繁	鹿屋市串良町有里7555番地 1
理事	中野	純喬	鹿屋市串良町上小原3206番地
理事	福田	幹雄	肝属郡肝付町富山1656番地
監事	味吉	成男	鹿屋市串良町細山田4574番地12
監事	西元	貞幸	鹿屋市川東町6711番地
監事	下津	良人	鹿屋市西祓川町296番地

## 鹿児島県告示第562号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、曾於南部土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年9月2日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 就任した役員の氏名及び住所

理事	森永	勝義	鹿屋市輝北町諏訪原894番地 3
理事	倉富	哲男	志布志市有明町山重10786番地 5
理事	中本	善尚	志布志市有明町原田1588番地 1
理事	宮脇	幸博	志布志市有明町蓬原3267番地 1
理事	垣内	りえ子	志布志市有明町野神3084番地 1
理事	竹之内	佳久	志布志市有明町伊崎田6561番地
理事	吉國	伸一	志布志市有明町野神3489番地 2
理事	樽水	浩	志布志市有明町野神670番地 5
理事	榎屋	宗護	曾於郡大崎町井俣2496番地 1
理事	西高	悟	曾於郡大崎町井俣2698番地
理事	上原	正一	曾於郡大崎町永吉3011番地
理事	水元	幸都	曾於郡大崎町持留1643番地 6
理事	中崎	増雄	曾於郡大崎町永吉1080番地
理事	宮迫	智子	曾於郡大崎町永吉3996番地 6
理事	柳原	亮治	曾於郡大崎町持留679番地 3
理事	下平	晴行	志布志市志布志町帖12048番地 5
理事	東	靖弘	曾於郡大崎町岡別府97番地
理事	大山	稔	鹿屋市輝北町上百引3332番地 1
監事	有田	浩二	鹿屋市輝北町諏訪原3747番地
監事	新宮	誠	曾於郡大崎町永吉5987番地 1
監事	樺山	弘昭	志布志市有明町野神2692番地 5

（任期 令和7年4月1日から令和11年3月31日まで）

## 2 退任した役員の氏名及び住所

理事	森永	勝義	鹿屋市輝北町諏訪原894番地 3
理事	立山	富士雄	志布志市有明町山重11293番地10
理事	中本	善尚	志布志市有明町原田1588番地 1
理事	宮脇	幸博	志布志市有明町蓬原3267番地 1
理事	仮屋	正文	志布志市有明町野井倉2805番地 1
理事	宮谷	芳弘	志布志市有明町伊崎田6361番地 7
理事	吉國	伸一	志布志市有明町野神3489番地 2
理事	樽水	浩	志布志市有明町野神670番地 5
理事	榎屋	宗護	曾於郡大崎町井俣2496番地 1
理事	西高	悟	曾於郡大崎町井俣2698番地
理事	上原	正一	曾於郡大崎町永吉3011番地

理事	水元	幸都	曾於郡大崎町持留1643番地 6
理事	中崎	増雄	曾於郡大崎町永吉1080番地
理事	牧原	勝浩	曾於郡大崎町永吉3879番地 1
理事	柳原	亮治	曾於郡大崎町持留679番地 3
理事	下平	晴行	志布志市志布志町帖12048番地 5
理事	東	靖弘	曾於郡大崎町岡別府97番地
理事	大山	稔	鹿屋市輝北町上百引3332番地 1
監事	有田	浩二	鹿屋市輝北町諏訪原3747番地
監事	久留	松男	曾於郡大崎町岡別府169番地
監事	宮苑	和郎	志布志市有明町野井倉4905番地 2

## 南薩地域振興局告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 7 年 9 月 2 日

南薩地域振興局長 川畑敬郎

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
有限会社竹内作蔵商店	南さつま市坊津町坊6769番地	有限会社竹内作蔵商店	南さつま市坊津町坊6769番地	杉山かおり	令和 7 年 8 月 1 日	就労継続支援 B 型

## 北薩地域振興局告示第11号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 7 年 9 月 2 日

北薩地域振興局長 本田敬

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイ支援センターみんなの力	出水市高尾野町下高尾野2216番地 1	社会福祉法人黒潮会	出水市高尾野町下高尾野2216番地 1	原 善根	令和 7 年 6 月 30 日	児童発達支援

## 始良・伊佐地域振興局告示第27号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和 7 年 9 月 2 日

始良・伊佐地域振興局長 大西千代子

事業所		指定一般相談支援事業者			廃止年月日	地域相談支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
鈴かけ園	霧島市隼人町松永1431番地	社会福祉法人若鮎会	霧島市隼人町松永1431番地	小城 堅	令和 7 年 6 月 1 日	地域移行支援・地域定着支援

公 告

令和 8 年度鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査の申請期間等に関する公告

鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要綱（平成21年鹿児島県告示第485号）第 7 条の規定により、定期の入札参加資格の審査の申請期間等について、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 2 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 県内に本店を有する者

場 所	期 間	
	年 月 日	時 間
鹿児島県土木部監理課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）	令和 7 年 10 月 1 日から同月 31 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）。なお、郵送の場合は、令和 7 年 10 月 31 日の消印のあるものまで受け付ける。	8 : 30 ~ 12 : 00 13 : 00 ~ 17 : 15

2 県外に本店を有する者

場 所	期 間	
	年 月 日	時 間
鹿児島県土木部監理課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）	令和 7 年 11 月 4 日から同月 28 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）。なお、郵送の場合は、令和 7 年 11 月 28 日の消印のあるものまで受け付ける。	8 : 30 ~ 12 : 00 13 : 00 ~ 17 : 15

.....  
競争入札の参加者の資格に関する公告

令和 7 年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 2 日

鹿児島県県立病院事業管理者 原口優清

1 調達をする物品等の種類

物品の購入（医療機器類）

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を入札書の提出期限の時点で受けた者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特

定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により提出するものとする。

- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643
  - (3) 申請書類の受付期間  
令和 7 年 9 月 2 日から同月 12 日までのそれぞれの日 (県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 入札参加資格審査を受けることができない者  
次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。  
ア 資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者  
イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 39 条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けていない者
  - (5) 入札参加資格審査結果の通知  
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
  - (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格を取得した日から令和 8 年 9 月 30 日までとする。
- 5 入札の公示の方法  
入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条第 1 項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。)を行う。

令和 7 年 9 月 2 日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 湯浅敏典

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入をする物品等の名称及び数量  
核医学診断システム (ガンマカメラ) 一式
  - (2) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
入札説明書による。
  - (4) 納入場所  
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱 (昭和 52 年鹿児島県告示第 166 号。以下「資格審査要綱」という。)第 3 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和 35 年法律第 145 号) 第 39 条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を入札書の提出期限の時点で受けた者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和 7 年 9 月 2 日から同月 12 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

県民健康プラザ鹿屋医療センター経営課  
鹿屋市札元一丁目 8 番 8 号 郵便番号 893-0013

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)

(4) 入札書の提出期限

令和 7 年 10 月 14 日午後 5 時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 7 年 10 月 15 日午後 1 時 30 分  
イ 場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター会議室（2 階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入

札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

## (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

## 8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

## 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

## 10 最低制限価格

設定しない。

## 11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

## 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県民健康プラザ鹿屋医療センター経営課

鹿屋市札元一丁目 8 番 8 号 郵便番号 893-0013

電話番号 0994-42-5101

ファックス番号 0994-42-7250

## 13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:  
Nuclear Medicine Diagnostic System(Gamma Camera):1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:  
As specified in the tender explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:  
Kagoshima Prefectural Kanoya Medical Center
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:00 p.m. 14 October 2025
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Management Division  
Kagoshima Prefectural Kanoya Medical Center  
1-8-8 Fudamoto,Kanoya City,Kagoshima Prefecture 893-0013 Japan  
TEL 0994-42-5101  
FAX 0994-42-7250

### 公 安 委 員 会 告 示

#### 鹿児島県公安委員会告示第90号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 7 年 9 月 2 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PAフィーバーダンまち2YG	株式会社三共	4P1769
ぱちんこ遊技機	PAフィーバーからくりサーカス2YF	株式会社三共	410768
ぱちんこ遊技機	e 新世紀エヴァンゲリオン17 はじまりの記憶R	株式会社ビスティ	5P0685
ぱちんこ遊技機	e 源外伝EHLG	株式会社三洋物産	5P0711
ぱちんこ遊技機	e 盾の勇者の成り上がりEREF	タイヨーエレクトリック株式会社	5P0814